



に



家賃の一部

を

助成範囲を  
拡大しました助成  
します

## 新婚生活応援家賃助成事業

～制度のあらまし～

栗原市では、若者世代の定住を促進するため、40歳以下の新婚夫婦が、市内の民間賃貸住宅に入居した場合に、最大で月額1万円を2年間助成します。  
詳しくは、お問い合わせください。

### 対象者

次の要件を全て満たす方

- ①申請日時時点で、婚姻から1年以内の40歳以下の夫婦
- ②平成25年4月1日以降に、市内の民間賃貸住宅に夫婦とも入居した方
- ③家賃月額から住宅手当を差し引いた額（実質家賃額）が3万円以上の方

※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

### 助成内容

**助成額**：実質家賃額－3万円

※助成額は、千円未満切り捨て。上限1万円です

**助成期間**：交付決定の月から24か月（2年間）

※助成金は、毎年12月分までをまとめて交付します

### 申請方法

**申請先**：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

**申請期限**：平成32年3月31日

※申請期限内であっても、申請するまでに年齢要件などを失う場合があります

